

# つくば・市民ネットワーク議会通信 第6号

発行：つくば市議会「つくば・市民ネットワーク」議員団 永井悦子・瀬戸裕美子

つくば市千現 1-18-5-101 Tel&Fax：029-859-0264

E-mail：tsukubahotnet@ybb.ne.jp ホームページ：http://www.geocities.jp/tsukubahotnet/

## 緑豊かでゆとりある 街並みを守るために

### 何でもありの 2次開発は問題

研究学園都市内においてマンション建設を中心に開発が進んでいます。

現在つくば市では公務員宿舎跡地や民間用地の建て替え、再開発などの2次開発が無条件に行われているのが大きな問題となっています。今まで緑豊かで建物の高さはせいぜい3、4階で、間隔もゆったりとしていた宿舎跡地に、敷地いっぱい9階建てマンション建設が始まっています。また、建て替え前に比べて2倍近い戸数の宅地造成が行われるなど、30年前の学園都市建設の基本的考え方が大きく崩れつつあります。このため、困惑する近隣住民による反対運動があらちで起きています。

### 高度地区による 高さ制限は応急措置

財務省の宿舎跡地売却に対してつくば市は、緑の保全などの要望を出していましたが、何の効力も発揮しませんでした。住民運動が次々と起こる中、3月議会で「都市計画決定内での高度地区」を考え、6月制定、9月実施を目指すことが確認されました。この政策によって高度地区が決定されれば、中高層地域でも高さの制限が設けられます。けれど、これは応急措置にしかならず、つくばのまちづくりをどうするかという根本解決には踏み込んでいません。

### 都市計画マスタープランを 生かしてまちづくり

昨年8月に景観行政団体となったつくば市は、景観



緑豊かな公務員宿舎（上）と9階建てマンションの建設が予定されている公務員宿舎の跡地（下）。

## 回らない風車… 訴訟よりも原因究明を！

計画、景観条例の制定を2年がかりで目指し、その検討のための「街並み景観推進室」の設置が3月議会で報告されました。景観条例の中にも「街並みに合った建築物を造る」などの内容を盛り込むとの方針ですが、まちづくりは当事者である市民の参加があつてこそ意義があります。昨年、策定過程から多くの市民参加と、約3年もの歳月をか

けた「つくば市都市計画マスタープラン」が完成し、今後20年のつくばの目指す姿が描かれました。この「都市マスター」を基本に常に検証を重ねながら市民主体でまちづくりを進めて行きたいと思えます。そして、そのための市民参加の仕方やルールを決めた「まちづくり条例」の早期制定を目指していきたいと思えます。

3月議会の最終日に市は「回らない風車」について、訴訟議案を提案しました。早稲田大学に対し約3億円の損害賠償訴訟を行うというもので、訴訟の着手金約1000万円の補正予算案も賛成多数で可決されてしまいました。

市は訴訟を起す前に、市民の提案を真摯に受け止めて、今回の原因究明をしっかりと行うべきです。この失敗が生かされてこそ、真の市民協働が実現します。

市民ネットは、裁判の勝算がない、損害賠償額が不相当で裁判費用が高くなり税金の無駄遣いになる、最終日の提出で議論が不十分等の理由でこの議案に反対しました。

勝算の見込みがないと判断した理由は、①現地の風況調査を全くせずに設置した機種選定委員会は委員も選出せず、一度も全員

勝算の見込みがないと判断した理由は、①現地の風況調査を全くせずに設置した機種選定委員会は委員も選出せず、一度も全員

しかし、市はこの提言を無視し、環境省の補助金獲得のために10kwh規模の小型風車に固執しました。その結果、十分な調査をせずに進め



「3億円の無駄遣い」という不名誉な失敗に至ったのです。

このように今回の問題はつくば市の行政の悪い体質が露見した事例です。つまり形ばかりの市民協働でアイデアは集めるものの、計画・実施段階では市民参画をさせない市の姿勢に問題があるのです。

市は訴訟を起す前に、市民の提案を真摯に受け止めて、今回の原因究明をしっかりと行うべきです。この失敗が生かされてこそ、真の市民協働が実現します。

## 代理人とおしゃべり会

議会報告（主要施策、値上げラッシュ、他）

ごみの減量を考える・リサイクルプラザに望むこと

- 4月26日（水）10～12時 宝陽台公民館
- 5月7日（日）13～15時 春日公民館
- 5月11日（木）10～12時 手代木公民館

# 今一度、男女共同参画をすすめよう！

つくば市は平成15年11月「男女が互いに尊重し、ともに個性と能力に応じて社会の様々な分野に参画し、義務も責任も協力して担い、生き生きと暮らすことができる社会をめざし」男女共同参画都市を宣言し、推進事業に取り組んできました。しかし、今年度、「担当課」から「担当室」へ規模が縮小されてしまいます！

## 一般質問項目

1. 景観行政について
2. 文化芸術の振興について
3. リサイクルプラザ建設について
4. 男女共同参画推進事業について
5. 指定管理者制度について
6. まちづくりについて
7. まほろば事業について



つくば市議会議員  
環境経済常任委員

ながい えつこ  
**永井 悦子**

## 課「から室」へ格下げ？

● ● ●  
今年度予算のチェックをして、国保税、下水道料金的大幅値上げも許しがたい提案でしたが、残念なのは、組織改編で「男女共同参画課」が「男女共同参画室」に変更になることです。事業予算も「女性政策」として約1000万円、昨年の15%減です。

市は、平成15年に男女共同参画都市宣言をし、推進基本計画（アップルプログラム）を実践しながら、平成16年3月、市民グループの代表等が参加した検討会で半年をかけた「男女共同参画社会基本条例」を制定しました。相談業務を中心に、年数回の「男・女（ひとひと）セミナー」、年一回の「男・女（ひとひと）のつどい」を啓蒙活動として実行委員会形式で開催しています。しかし、17年度中に事業評価をすべき審議会が一度も開かれていないのは問題です。

## ジェンダーフリーは男女共同の基本

● ● ●  
男女共同参画の基本的な考え方の中に「ジェンダーフリー（社会的文化的性差の押し付けから自由になる）」があります。これは、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分業を解消し、社会で共に力を発揮するために社会的な性差別はなくして

こうというものです。

しかし、「家制度」が続いてきた我が国では、慣れない「ジェンダーフリー」の提唱に「行き過ぎた性教育や性差を否定する教育が行われている」と国会や道府県議会でも抵抗や拒否反応を強く示す動きがあり、内閣府は混乱を原因に「ジェンダーフリーは使用しないことが適切」と使用自粛を自治体に要請しました。

つくば市議会においても与党議員のジェンダーフリーに対する根拠の乏しい批判もありましたが、人が助け合って生きるすべての場面で「共同」の意識はとて大切で、特に少子化が深刻な今、男も女も社会で気持ちよく伸び伸びと「仕事」や「子育て」に力を出せるよう支援することを優先せず、なぜこのような負の考え方をするのか、理解に苦しみます。

## 男女共同参画と教育基本法の向こう側

● ● ●  
また男女共同参画の否定は、「愛国心」や「家庭」をことさらに強調しようとする教育基本法「改正」の動きと連動しています。その向こうには憲法問題があり、とうてい同意できるものではありません。このような国・自治体の流れの中、3月議会で「施

策の方針は変わらない」との担当部長の答弁があったものの、課から室への格下げとも受け取れる転換はつくば市において「男女共同参画」の歩みが鈍くなるのではないかと大いに危惧されます。平成19年度には行動計画の見直しが予定されています。今一度、推進の波を起こさなければと決意を新たにしています。

## ストップ！ハツ場ダム ムダな巨大ダム…造るな危険！

群馬県・吾妻渓谷に隣接する川原湯温泉に利水・治水目的の「ハツ場ダム」が建設されつつあります。53年前に計画され2度の見直しの結果、ハツ場ダム建設費は付帯工事を合わせ総額9千億円、茨城県負担額は394億円にものぼります。現在、1都5県でハツ場ダム建設反対の住民訴訟が起きています。

53年の歳月と共にハツ場ダム下流域の利水・治水の必要はすでになく、また、最近の地盤調査では、ダム決壊の危険性が大きい点も明らかになりました。市民ネットでは昨年5月に建設予定地を視察しました。新緑の吾妻渓谷とひなびた川原湯温泉、これらの素晴らしい自然環境を壊し、しかも危険が指摘されているながら、今後巨額の税金を投じてダムを造るという愚かしさを実感しました。

## 遺伝子組み換えと食の安全

● ● ●  
市民ネットは「食の安全問題」の一つとして遺伝子組み換え（GM）作物・食品について、学習会や意見交換会を開いたり、調査活動に取り組んできました。この技術には賛成・反対の意見がありますが、環境や人体への安全性はまだ確定していないため、市民ネットは安易な推進には反対しています。ですから、研究所の田や畑で遺伝子組み換え作物が屋外栽培されたり、一般農家で何の制限もされずに商業栽培が行われようとしている現状は問題であると考えています。



● ● ●  
現地・川原湯温泉では201世帯あった宿や民家が今では73世帯になっていきます。建設反対をあきらめ、地元住民は代替地造成を心待ちにしています。しかし、代替地が高額なことや、造成が進んでいない現状に「生活再建どころではない。はめられた」と途方に暮れています。

● ● ●  
国策の名の下に環境も、地元住民も犠牲にしてきたダム行政を根本的に見直さねばなりません。ハツ場ダム本体工事は未着手です。今なら、まだ間に合う！

次回公判は  
**5月9日（火）**  
13:30~14:00  
水戸地方裁判所  
玄関13:00集合。  
Let's 傍聴!

つくば市では「GM栽培に係る方針検討会」が05年9月〜06年2月までに6回開催されました。生産者・研究者・消費者が現状認識を共有するための第一歩となり、交雑・混入防止の徹底と情報公開を中心とした「遺伝子組み換え作物栽培に係る方針」を市長へ提言しました。しかし、まだまだ十分ではありません。これからも、つくば市が、遺伝子組み換え作物栽培による交雑・混入や風評被害から市民を守るという姿勢で、しっかりとルール作りをするように引き続き働きかけていきたいと思います。



つくば市議会議員  
文教福祉常任委員

せと ゆみこ  
瀬戸 裕美子



一般質問項目

1. 生涯学習推進基本計画について
2. 学校図書館について
3. 市民協働について

# 3月議会は 値上げのラッシュ

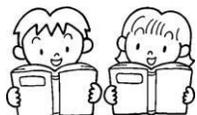
予算案を検討し、1年間の市政の方向を決定する3月議会。ふたをあければ下水道料金、国民健康保険、介護保険、公立幼稚園の授業料、市立文化施設の使用料金と軒並みの値上げです。生活をおびやかす公共料金の値上げは本当に必要なのでしょうか？

## 学校図書館司書教諭補助員 全校配置でも日数半減・成果は上がるか？

学校図書館の司書教諭補助員（以下司書補）は18年度予算で53万円増額の1182万円とし、17年度の16人から3人増えて19人になりました。ただし、小学校全38校に配置するため、1人で2校兼任となり、1校あたりの日数は昨年の180日から79日と、大幅に減少しました。

今回の全校配置は、今まで司書補のいなかった学校にとっては朗報ですが、1日4時間・年間79日の勤務でどの程度の効果が得られるかは疑問です。担当者のいない時間は管理のために施錠する図書室もあり、子ども達が利用できる時間は限られてしまいます。また、新たに司書補が配置される学校では、図書整理にかなりの時間が必要ですが、作業がなかなか進まない恐れもあります。さらに、新刊の紹介や調べ学習での本探しの手伝いなど読書の水先案内人としての大切な役割が果たせません。

市民ネットは、市内の全小中学校に専任の司書が1校1人以上配置され、図書館が十分活用されて、子ども達に豊かな教育と読書環境が与えられることを、引き続き目指していきます。



●●● 18年度の予算案は 何のための削減？ ●●●  
18年度は予算編成にあたり大幅な財政の引き締めが行われ、どこかの部課も事業部分で15パーセントの予算削減を目指して見直しが行われた結果、前年度に比べ14億1900万円の削減となりました。

さて削減された予算の中で市民ネットが問題にしたのは公共料金の軒並みの値上げです。  
国の三位一体改革のあおりで、各種の国の補助金が削減され、十分な財源の移譲も無いままに、自治体への負担が重くのしかかってきています。そこで自治体は財源不足を市民が応益負担することで補うというやり方に逃げたわけです。

かし制度の見直しなどの抜本的な対策を抜きに、とりやすすいところから取るという場当たり的なやり方だけでは、先々またすぐに帳尻が合わなくなつて次の値上げをしなければならなくなつてしまいます。  
予算立てには政策的意図が反映され、各事業に強弱が出るのは当然なので、一律に削減を行うべきではないと思います。

●●● 助け合い・支え合いを 市の独自支援で ●●●  
また、増額されてはいるのですが福祉関連の予算についても問題があります。社会的立場の弱い人に対しては、助け合いの気持ちをお互いに生かす姿勢を示していくのが行政の役割と

る障害者自立支援法では1割の自己負担が生じるために、必要な支援を受けられず逆に自立を妨げられる可能性がでてきます。  
これについては市は独自の支援は考えないとの方針ですが、市民ネットでは市が国や県に要望を行い、同時に市独自の支援を検討するよう働きかけていきます。



## 「市民協働」のまちづくりって 一体何？



平成12年4月、地方分権一括法の施行を受けて、それまで国が行っていた様々な事務や権限が地方へ移譲され始めました。その波の中で地方自治体にとっては、自らの責任と決断でまちづくりを進めることが急務となりました。

自分達のまちは自分達でつくるといふ理念の下、市民と行政が協力して、皆が住みやすく暮らしやすい「まちづくり」を進めていく必要が生まれてきたのです。

そこでは市民と行政が情報を共有し、政策や事業計画の策定などの最初の段階から

市民協働で取り組むことが最も重要です。

また、市民と行政の各々の立場と役割、責任を明確にするルールが必要になります。いくつかの先進的な市では、自治の原則や、参画、協働の理念を掲げた「自治基本条例」を制定したり、素案作りに取り組んだりしています。私たち市民の各々が、蓄積してきた知識や能力を発揮するチャンスです。行政と協力し、お互いを尊重しつつ相補いながら、より豊かで実りある「まちづくり」を実現する時がきているのです。

# つくば・市民ネットワーク議会通信 第6号

発行：つくば市議会「つくば・市民ネットワーク」議員団 永井悦子・瀬戸裕美子  
 つくば市千現 1-18-5-101 Tel&Fax：029-859-0264

E-mail：tsukubahotnet@ybb.ne.jp ホームページ：http://www.geocities.jp/tsukubahotnet/

有田道子さん講演会 & 学校図書館見学報告会

魔女おばさんがやってくる！  
**「読むこと育つこと」**

4月23日(日) 13:30~15:30  
 アルスホール(無料)



## つくば・市民ネットワークの 主な活動報告

- 1/13 政治倫理に関する特別検討会傍聴
- 1/19 文教福祉常任委員会
- 1/20 地域防犯防災特別委員会
- 1/26 GM検討会
- 2/3 大豆畑トラスト全国交流会
- 2/5 「ご飯給食が子供の体を守る」幕内先生講演会
- 2/15 議員全員協議会(予算案)
- 2/19 第2回ネット総会&おしゃべり会
- 2/20 GM検討会&おしゃべり会
- 2/21 観光特別委員会
- 2/28~3/17 3月定例市議会
- 2/28 八ツ場ダム公判
- 3/11 つくばの風車を考える集い①
- 3/18 遺伝子組み換えイネ(花粉症緩和米他)実験説明会
- 3/20~21 議会速報
- 3/25 つくばの風車を考える集い②

つくば・市民ネットワークに二人の代理人(市議会議員)が04年11月に誕生して1年半が過ぎました。この間、6回の定例議会を中心として、様々な問題に取り組んでまいりました。

市民の皆さんから寄せられる色々な要望をきっかけとして、調査を行なっていく中で、行政の仕組みを知り、つくば市の課題に気づいた一年半でした。

代理人の誕生から1年…  
**「3つのルール」と  
 目指したいこと**

- 06年度の基本方針は昨年引き続き
- ◆ 1、市民参加ができるまち
  - ◆ 2、安全・安心な食のまち
  - ◆ 3、住みやすい環境のまち
  - ◆ 4、教育・福祉が充実したまち
- の4つを掲げています。この基本方針に基づき、
- ◆ 代理人と連携して調査・研究
  - ◆ 広く市民と問題の共有や解決方法を探る「ミニフォーラム」
  - ◆ 市民の声を集め、活動を伝える「代理人とおしゃべり会」
  - ◆ 行政への「政策提案」
  - ◆ 議会速報・ネット通信・ホームページによる市民への「情報発信」

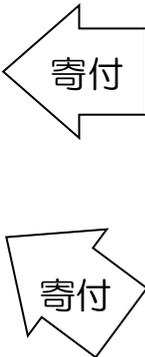
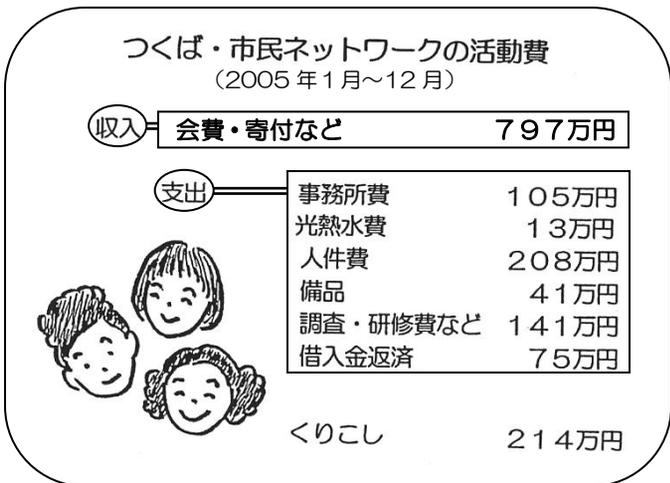
等を行います。市民の声が生かされるまち、安心して住み続けられるまちを主体的に作るために、つくば・市民ネットワークは活動してまいります。あなたも参加してみませんか？

### 市民ネット 3つのルール

1. 議員はローテーション  
 原則2期8年で交代し、職業化・特権化しません。
2. 議員報酬は市民の活動費  
 議員報酬はネット活動費と代理人活動費に配分。情報は全て公開します。
3. 選挙は全て手作り  
 市民のための政治は市民参加の選挙から。選挙は市民のカンパとボランティアで行います。

## 議員報酬 みんなふうに使っています

上の「市民ネット 3つのルール(2)」に基づき、議員報酬を市民ネットの活動費に使っています。



永井  
 393万円(寄付)  
 代理人手当\*192万円  
 経費\*215万円  
 議員報酬 778万円  
 \*費用弁償 21.5万円

せと  
 392万円(寄付)  
 代理人手当\*192万円  
 経費\*215万円  
 議員報酬 778万円  
 \*費用弁償 21万円

※議員報酬、費用弁償、代理人手当、経費は2004年12月~2005年12月の13か月分)

市から議員報酬と費用弁償が支給されました。その中から、代理人(議員)への手当と経費(共済費、税金、国民年金など)を引いた残りを各「まちづくりの会」に寄付しています。それがつくば・市民ネットワークの活動費になります。

この他に政務調査費として議員1人当たり36万円/年が交付されています。資料購入、研修、印刷機のリース、議会通信印刷などに使用しています。報告書を市に提出し、年度末の残金は市に返却します。

※ 費用弁償とは、議員報酬とは別に議員が議会や委員会に出席するときに、定額支給される旅費・交通費です。(つくば市の場合、日額5,000円)